

平成 29 年 10 月 25 日

賃貸住宅供給促進計画

国土交通省住宅局安心居住推進課

スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成 27 年 4 月 9 日国住心第 228 号）第 4 第 4 号(1)チに規定する賃貸住宅供給促進計画を以下のとおり定める。

1. 住宅確保要配慮者の範囲

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに定める者及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 29 年国土交通省令第 63 号）第 3 条第 1 号から第 10 号までに定める者とする。

2. 計画期間

平成 29 年 10 月 25 日から当分の間とする。